

平成29年

第19回教育委員会会議

議案・報告事項

秋田県教育委員会

議案第43号

秋田県文化財保護審議会委員の任命について

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第45条第3項及び第4項の規定により、次の者を秋田県文化財保護審議会の委員に任命するものとする。

氏名	分野	任期
渡辺 歩	報道	平成29年11月22日～平成31年3月31日

平成29年11月22日

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理由

秋田県文化財保護審議会の委員に異動があったため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第43号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第43号参考資料

※個人情報保護のため非公開

県立学校私費会計事務処理基準（平成29年11月改訂）について

高校教育課

1 主な改訂事項

新 基 準	改善する事項
(1) 事務処理基準の遵守 ・ 遵守すべき会計の範囲を明示 ・ 会計職員の役割と責任を明示 (第2条～第3条)	・ 職員が会計を行っている部費において基準が適用されていなかった。
(2) 厳正な現金の管理 ・ 現金の保管は必要最小限とする。 ・ 金庫の鍵の管理者を限定する。 (第6条)	・ 現金が金庫内に長く保管され、不正や事務ミスの一因となった。
(3) 徴収事務手順を具体的に記載 ・ できるだけ現金を取り扱わない。 ・ 現金は複数の職員で確認する。 ・ 徴収状況を速やかに整理する。 (第8条～第13条)	・ 徴収状況の管理が不適切であった。
(4) 月例確認の徹底 ・ 管理職による月例の確認を確実に行う。 ・ 確認書類は翌月15日まで提出する。 ・ 徴収事務も対象とする。 (第21条)	・ 厳格に運用せず不正を見逃した。 ・ 徴収事務について月例確認を行っていなかった。
(5) 会計職員の資質の向上 ・ 自ら研鑽する。 ・ 必要な指導を行う。 (第31条)	・ 職員間のコミュニケーションが不足し相談や指導が十分でなかった。

2 学校職員への徹底

- (1) 全県立学校に対する研修会で内容を解説
 - ・ 平成29年10月27日（金）、県庁第二庁舎
 - ・ 全県立学校の事務長及び事務担当者等104人が出席
- (2) 改訂の連絡と遵守の指示（11月）
 - ・ 校長会議、副校長・教頭会議、事務長会議等
- (3) 改訂を正式通知（11月）